

## 米穀の新用途への利用の促進に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、我が国の水田が農業生産及び食料の供給に果たす役割の重要性にかんがみ、水田の主要な生産物である米穀の新用途への利用を促進するための措置を講ずることにより、米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 定義

一 「新用途米穀加工品」とは、米穀粉、飼料その他の米穀の加工品であつて、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものとして農林水産省令で定めるものとする。

二 「新用途米穀」とは、新用途米穀加工品の原材料として用いられる米穀をいうものとする。

三 「生産者」とは、新用途米穀の生産の事業を行う者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で当該生産の事業を行う者を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「農業協同組合等」という。）とすること。

四 「製造事業者」とは、新用途米穀加工品の製造の事業を行う者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で当該製造の事業を行う者を構成員とするもの（以下「事業協同組合等」という。）とすること。

五 「特定畜産物等」とは、新用途米穀加工品である飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原材料とする加工品であつて、農林水産省令で定めるものとする。

六 「促進事業者」とは、次に掲げる者又は事業協同組合その他の政令で定める法人でこれらの者を構成員とするもの（以下「促進事業協同組合等」という。）とすること。

(一) 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造又は販売の事業を行う者

(二) 特定畜産物等の生産又は販売の事業を行う者

七 「生産製造連携事業」とは、生産者及び製造事業者（促進事業者が(二)のハに掲げる措置を行う場合にあっては、生産者、製造事業者及び促進事業者）が、(一)並びに(二)のイ及びロに掲げる措置のすべて（促進事業者が(二)のハに掲げる措置を行う場合にあっては、(一)並びに(二)のイ、ロ及びハに掲げる措置のすべて）を行うことにより新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造までの一連の行程（促進事業者が(二)のハに掲げる措置を行う場合にあっては、新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等

の製造若しくは生産又は販売の行程を含む。）の総合的な改善を図る事業をいうものとする。

(一) 生産者と製造事業者との間における新用途米穀の安定的な取引関係の確立

(二) (一)に掲げる措置を行うために必要な次に掲げる措置

イ 新用途米穀加工品の原材料に適する新たな稲の品種の導入、新用途米穀の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の導入その他の製造事業者の需要に適切に対応した新用途米穀の生産を図るための措置

ロ 新用途米穀加工品の製造に要する費用の低減に資する製造の方式の導入又は施設の整備その他の新用途米穀加工品の製造の高度化を図るための措置

ハ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高度化又は需要の开拓を図るための措置であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するもの

八 「新品種育成事業」とは、新用途米穀加工品の原材料に適する稲の新品種の育成をする事業であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するものとする。

(第二条関係)

### 第三 基本方針

一 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二 基本方針においては、米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向、生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項、水田の有効活用、新用途米穀の適正な流通の確保その他の米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項等を定めるものとする。

三 基本方針は、新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造に関する技術水準、食料需給の長期見通しその他の事情を勘案して定めるものとする。

四 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

（第三条関係）

#### 第四 生産製造連携事業計画の認定等

一 生産者及び製造事業者（促進事業者が第二の七の（二）のハに掲げる措置を行おうとする場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者）は、共同して、生産製造連携事業に関する計画（農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等にあつては、その構成員の行う生産製造連携事業に関する

ものを含む。以下「生産製造連携事業計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その生産製造連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 農林水産大臣は、提出された生産製造連携事業計画の目標、内容及び実施期間等が、基本方針に照らし適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 認定を受けた生産製造連携事業計画の変更及び認定（変更の認定等を含む。）を受けた生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。

（第四条及び第五条関係）

## 第五 新品種育成計画の認定等

一 新品種育成事業を行おうとする者は、新品種育成事業に関する計画（以下「新品種育成計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その新品種育成計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 農林水産大臣は、提出された新品種育成計画の目標、内容及び実施期間等が、基本方針に照らし適切

なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 三 認定を受けた新品種育成計画の変更及び認定（変更の認定等を含む。）を受けた新品種育成計画（以下「認定新品種育成計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。

（第六条及び第七条関係）

## 第六 農業改良資金助成法等の特例

- 一 認定生産製造連携事業計画に従って行う生産製造連携事業（以下「認定生産製造連携事業」という。）

（ ）に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合において、認定製造事業者等（生産製造連携事業計画の認定を受けた製造事業者又は促進事業者をいう。以下同じ。）又は認定製造事業者等が事業協同組合等若しくは促進事業協同組合である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用するものとする。

- 二 農業改良資金助成法第二条の農業改良資金であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、十二年を超えない範囲内で政令

で定める期間とすること。

(第八条関係)

## 第七 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例

生産者がある生産製造連携事業計画について第四の一の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなすもの等とすること。

(第九条関係)

## 第八 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例

製造事業者がある生産製造連携事業計画について第四の一の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなすもの等とすること。

(第十条関係)

## 第九 食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構が、食品の製造等の事業を行う者が実施する認定生産製造連携事業に必要な

資金の借入に係る債務を保証すること等の業務を行うことができるものとする。 (第十一条関係)

## 第十 種苗法の特例

一 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種に関する品種登録出願について、その出願者が一定の要件を満たす者であるときは、出願料を軽減し、又は免除することができるものとする。

二 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係る登録品種について、その登録者が一定の要件を満たす者であるときは、第一年から第六年までの各年分の登録料を軽減し、又は免除することができるものとする。

(第十二条関係)

## 第十一 国の施策等

一 国は、米穀の新用途への利用を促進するため、情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

(第十三条関係)

二 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画に従って行われる生産製造連携事業又は新



品種育成事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

（第十四条関係）

三 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画に従って行われる生産製造連携事業又は新品種育成事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（第十五条関係）

## 第十二 報告の徴収及び罰則

認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設けること。

（第十六条及び第十八条関係）

## 第十三 権限委任

この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方農政局長に委任することができるものとする。

（第十七条関係）

## 第十四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があ

ると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第二条関係）